

経営評価の取りまとめ結果について

「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づき、平成 20 年度決算における経営評価の概要を取りまとめました。

1. 経営評価対象法人及び県出資等団体の状況

経営評価対象法人数

(内訳)

県出資比率	H21.7(今回評価対象)	H20.7	H19.7	H18.7	H17.7
50%以上	16 (財 13 社 1 他 2)	16	17	18	19
25%以上 50%未満	1 (財 1)	1	1	1	2
25%未満	2 (財 1 他 1)	2	2	2	2
合計	19 (財 15 社 1 他 3)	19	20	21	23

注：「財」は財団法人、「社」は社団法人、「他」は特殊法人等の公益法人である。

経営評価対象法人の考え方

予算執行に関する長の調査権等（地方自治法 221 条, 243 条の 3）の対象法人

- ・ 資本金、基本金の 1/2 以上を出資している法人
- ・ 資本金、基本金の 1/2 以上の債務を負担している法人

その他県の人的及び財政的支援の状況等から経営評価を実施する必要があると認められる法人

(参考) 県が出資・出捐している団体数

県出資比率	H21.7	H20.7	H19.7	H18.7	H17.7
50%以上	16 (財 13 社 1 他 2)	16	17	18	19
25%以上 50%未満	11 (財 4 社 2 他 2 株 3)	11	11	14	14
25%未満	16 (財 9 社 2 他 3 株 2)	17	17	17	17
合計	43 (財 26 社 5 他 7 株 5)	44	45	49	50

注：「財」は財団法人、「社」は社団法人、「他」は特殊法人等の公益法人、「株」は株式会社である。

2. 報告書の概要（全体）

評価対象法人の報告書における総括的状況は以下のとおりです。

- (1) 団体別の財務状況・・・団体別財務状況（資料3「団体別財務状況一覧表」参照）別紙一覧表では、18・19・20年度の数値の傾向を「」「」で示しています。

各財務指標について、特徴的な点を次のとおり整理しています。

指標等の説明

経営指標項目（計算式等）		内 容
安全性・健全性	自己資本比率〔％〕 高い方が好ましい (正味財産合計 / 資産合計 × 100)	団体の資産に占める資本・正味財産の割合を示し、売却等の目的で資産を保有し事業を行う団体についてはその業務の特殊性から構造的に低くなります。
	借入金依存率〔％〕 低い方が好ましい (借入金収入 / 当期収入合計 × 100)	総収入に対する借入金の割合を示すものです。資産の売却等を行うことを目的とした事業を行う場合に、その資金調達方法が借入金となる団体については構造的に高くなります。
	流動比率〔％〕 高い方が好ましい (流動資産合計 / 流動負債合計 × 100)	団体の短期的な支払い能力を見るもので、一般的には100%以上が望ましいとされています。
効率性	人件費比率〔％〕 低い方が好ましい (人件費計 / 当期支出合計 × 100)	ハード事業を実施する団体については事業規模が大きいことから低くなる傾向があります。 一方、相談業務等のマンパワーが業務の中心となる団体、県業務補完型の団体については高くなる傾向にあります。
自立性	県への財政依存度〔％〕 低い方が好ましい (県からの補助負担金・委託費等の合計 / 当期収入合計 × 100)	県業務をその専門性から受託しているものや県の業務を補完する事業を行う団体については高くなる傾向にあります。

全体の傾向

過去3カ年間の数値の傾向をH18、H19、H20について比較すると次のとおりです。

(単位：団体数)

評価指標	H18	H19	H20	備 考
自己資本比率				上昇は自然と環境財団、環境保健公社、産業振興財団、住宅供給公社、建設技術センター、環境管理センターです。 下降はありませんでした。
上昇「 」	4	5	6	
下降「 」	1	-	-	
借入金依存率				上昇している産業振興財団は、設備貸与事業に伴う借入金の相対的増加によるものです。 下降はありませんでした。
上昇「 」	-	1	1	
下降「 」	2	-	-	
流動比率				上昇は定住財団、国際センター、環境保健公社、林業公社、産業振興財団、土地開発公社、建設技術センター、環境管理センターです。 下降はありませんでした。
上昇「 」	3	4	8	
下降「 」	3	1	-	
人件費率				上昇している定住財団は総支出の抑制に伴う人件費の相対的上昇及び環境財団21の事業継承に伴う人件費の増加が主な要因です。 下降は海洋館、国際センター、環境保健公社です。
上昇「 」	2	2	1	
下降「 」	3	3	3	
県への財政依存度				上昇している定住財団は国モデル事業の終了に伴う県費の相対的増加によるものです。 下降は国際センター、建設技術センターです。
上昇「 」	-	2	1	
下降「 」	8	4	2	

借入金依存率の集計からは、「借入金返済能力」の指標を用いる土地開発公社、住宅供給公社を除いています。

(2) 人件費の状況 (資料 4 「 団体別役員報酬・職員給与の状況 」 参照)

20 年度決算における役員報酬・職員給与の 1 人当たりの額の状況は次のとおりです。

1 人あたりの額	役員報酬	職員給与
400 万円未満	0 団体	2 団体
400 万円以上、500 万円未満	2 団体	4 団体
500 万円以上、600 万円未満	9 団体	8 団体
600 万円以上	2 団体	4 団体

「役員報酬」は常勤役員の報酬支給年額、「職員給与」は正規職員の給与支給年額(いずれも退職手当は除く。)であり、各団体の 1 人あたりの額に基づき区分している。

各団体の 1 人あたりの額の算定においては、県や他団体が一部又は全額を負担している者を除いている。

3 . 県の人的・財政的関与について

(1) 団体への県の人的関与 (資料 5 「 団体別人的関与一覧表 」 参照)

県職員の役員への就任

理事 H20 : 6 団体(9 人) H21 : 6 団体(9 人)

経営委員(評議員) H20 : 14 団体(40 人) H21 : 14 団体(40 人)

県職員の団体への派遣

H20 : 6 団体(14 人) H20 : 6 団体(13 人) (1 名 : 定住財団)

(2) 団体への県の財政的関与 (資料 6 「 団体別財政的関与額一覧表 」 参照)

県からの補助金・負担金・委託料・貸付金について、評価対象団体の収支計算書(損益計算書)を基に集計すると次のとおりであり、全体として県の団体への財政的関与は近年継続的に減少する傾向にあります。

県の財政的関与の状況

単位 : 千円

	H20 決算	H19 決算	増減額	団体数
県の補助・負担金	1,357,071	1,347,744	9,327	増 : 4 減 : 6 無 : 9
県の委託金	715,058	886,260	171,202	増 : 3 減 : 1 1 無 : 5
県の貸付金	1,620,610	1,636,860	16,250	増 : 2 減 : 1
計	3,692,739	3,870,864	178,125	

委託金には、指定管理料を含まない。

主な増減理由

補助金・負担金

自然と環境財団 (+45,100 千円): 旧環境財団の事業引継による増
 くにびきメッセ (+29,340 千円): コンベンション誘致事業の増
 社会福祉事業団 (+21,265 千円): 就労支援関連補助金の増
 環境管理センター (69,007 千円): 最終処分場建設費補助の減
 林業公社 (10,514 千円): 造林補助金の減

委託料

住宅供給公社 (95,657 千円): 受託業務(東部独立校関係)の減
 社会福祉事業団 (24,691 千円): 介護研修センター業務の見直しによる減
 定住財団 (18,430 千円): ジョブカフェ関連事業費の減
 産業振興財団 (15,822 千円): 地域情報化支援事業の事業見直しによる減
 国際センター (9,970 千円): 事務所経費・人件費縮減による関連事業費の減
 障害者スポーツ (4,581 千円): 全国大会強化派遣費の減
 建設技術センター (3,757 千円): 設計施工管理業務の県業務縮小(市町村事業の拡大)による減

貸付金

農業振興公社 (+45,106 千円): 中間保有農地の増加による増
 産業振興財団 (67,560 千円): 設備貸与事業実績の減少による減

§ 参考(取崩し型運用財産の状況)

(単位:千円)

区 分	年度	金 額	H20 取崩し額	H20 年度末残額	県への財政依存率	
					A	B
しまね女性センター	H10	1 億円	0	32,899	15.5%	15.5%
島根県文化振興財団	H11	16 億円	37,765	801,127	9.3%	14.4%
しまね国際センター	H12	8 億円	53,147	272,425	33.0%	67.5%
みどりの担い手育成基金	H15	4 億円	38,614	169,504	0.0%	59.5%

文化振興財団の取崩し型運用財産には解散した並河萬里写真財団からの継承分を含みます。

県への財政依存率は、Aが取り崩し額を加味しない場合、Bが加味する場合として表示。

4. 県総合評価調書

各団体の経営評価報告書をもとに、県が評価したものです。(資料7「総合評価結果一覧表」を参照)

個別観点「団体のあり方」、「組織運営」、「事業実績」、「財務内容」ごとに、評価の目安として「A」、「B」、「C」、「D」の4段階の表示をしています。

なお、A B C D評価に関しては、経営評価が、団体の成績付けを目的とするものではなく、課題を共有して改善に向けて取り組むためのツールであることに鑑み、評価をより客観的に行えるよう、別紙の考え方にに基づき県評価を実施しました。

	団体のあり方 (存在意義・存続性)	組織体制 (組織体制/運営状況)	事業実績 (目的達成度合)	財務状況
A評価	9 (9)	13 (12)	10 (9)	5 (5)
B評価	10 (10)	6 (7)	9 (10)	11 (10)
C評価				2 (3)
D評価				1 (1)

()は前年度の団体数

現状において良好な団体であっても、将来に向け検討すべき課題があるものをBとしている。

主な評価変更点

(組織体制 B A：住宅供給公社)

平成10年度以降、既存部門の職員数を8人縮減し、管理代行に伴う業務の拡大に対しても、再雇用や嘱託等での対応により、正規事務職員は2名の増員に止めて組織のスリム化に努めていることを評価したものの。

(事業実績 B A：建設技術センター)

建設副産物再利用促進事業において、事業の周知を進め、計画(63,000 m³)を大幅に上回る搬入土量(147,000 m³)の確保が図られたことを評価したものの。

(財務内容 B A：建設技術センター)

建設副産物再利用促進事業において、計画を大幅に上回る収入確保により、長期借入金を完済したことを評価したものの。

(財務内容 C B：土地開発公社)

長浜工業団体の売却など、長期保有土地の縮小が図られるとともに、経費の縮減により単年度収支が均衡したことを評価したものの。

(財務内容 A B：農業振興公社)

主要な収益事業(畜産公共事業)の終了が予定されており、将来的な財政運営について検討する必要があるため

5 . 今後の方向性について

事業実績・財務状況等の経年の動向を踏まえ、各法人における経営見直しの検討に活かすとともに、こうした情報を広く県民に公表し、法人活動に関する理解を促すことが重要と認識しています。

平成20年度においては、改革推進会議行政改革専門小委員から外郭団体の見直しについて検討され、平成20年11月に提言が提出されました。そうした状況を受け、団体においては検討会議を立ち上げて検討を開始するなどの積極的な対応をしてきており、県としては、見直しに向けての団体自らの行動を引き続き促して参ります。

平成20年12月から新公益法人制度が施行され、財団法人及び社団法人については、今後平成25年12月までの間に新たな法人形態への移行の手続きが必要となっています。法人形態の移行に伴い、団体のあり方を点検するとともに、団体としてのあるべき姿や効率的・効果的な事業実施などの観点から、県としても必要な指導・助言を行って参ります。

【別紙】

県総合評価における評価の考え方

1．団体のあり方（存在意義及び存続性）

A：存在意義・存続性ともに問題がないもの

B：団体の存在意義に問題はなく、又直ちに経営に影響は与えないが、将来に向けた検討を要する事項があるもの

C：社会経済情勢の変化等に対応した団体の存在意義について検討が必要なもの

D：団体の存立に関して、早急に対応すべき重大な課題があるもの

2．組織運営

A：良好な組織運営体制であるもの

B：直ちに事業執行に影響を与えないが、将来に向けた検討を要する事項があるもの

C：事業の効率的な執行に影響が生じているもの

D：組織体制上、早急に対応すべき重大な課題があるもの

3．事業実績

A：適切に設定した事業目標を適切に達成しているもの

B：実績が目標に達していない又は事業効果が十分に上がっていないもの

C：実績が目標を大きく下回る又は事業手法に問題があるもの

D：事業を実施していないもの

4．財務状況

A：現在財務状況が良好であり当面今後の良好な財務状況が見込めるもの

B：直ちに経営に影響は与えないが、将来に向けた検討を要する事項があるもの

C：収支不足の状況が続いており、何らかの対策の検討が必要なもの

D：経営に大きな影響を及ぼす課題を抱えており、何らかの対策が必要なもの